

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓)</li> <li>・民間委託(職業訓練: 離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援等)</li> </ul>
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州)</li> <li>・地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)</li> </ul>
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム: ワーク・プログラム(2011年6月～)</li> <li>・失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月, また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題, 一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。</li> </ul>
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介クーポン</li> <li>・失業後4か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。(同制度を2011年12月末申請分まで延長)</li> </ul>
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職困難者の再就職支援の民間委託</li> <li>・雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を, 民間に委託することもある。</li> </ul>
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託</li> <li>・公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。</li> </ul>

資料出所 内閣府官民競争入札等監理委員会第1回ハローワーク等分科会(2007年4月12日)資料, イギリス: 雇用年金省(DWP)ウェブサイト, フランス: 雇用局(Pôle emploi)ウェブサイト等

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。